

2026年度 団体助成金給付額算定の評価基準

公益財団法人
石井記念証券研究振興財団

給付金額は、原則として以下の評価基準で算出した評価額を基に、選考委員会で決定します。

評価基準の種類

評価基準には、次の2つがあります。

- A. 10名以上の団体（ゼミナール・サークル）の評価基準
- B. 4名から9名のゼミナールの評価基準（サークルは対象外です）

計算方法

1. 個別評価基準の各項目で評価額を計算し、合算します。
2. 次に上で計算した合計額を総合基準の評価額の下限と上限を適用し、評価額を算出します

A. 10名以上の団体（ゼミナール・サークル）の評価基準

A1. 個別評価基準（各々の項目の評価額を合算する）

A1-a. ゼミナールに対する個別基準

(1) 卒業論文等の提出数による評価額

下限3万円、上限18万円とする。

卒業論文等の論文の提出数に3万円を乗じた金額を下限に加算する。

- ・卒業論文以外のゼミ提出論文場合、指導教官が卒業論文に準ずると認めるもののみを提出論文として扱う。
- ・レポートは、指導教官が卒業論文相当の水準と認めるもののみを提出論文として取り扱う。
- ・生成AIなどをを利用して作成した論文（部分的な作成も含む）は提出論文として認めない。
- ・全日本証券研究学生連盟が主催する証券ゼミナール大会等への参加論文は除く。

(2) 証券ゼミナール大会への参加論文数による評価額

証券ゼミナール大会に参加した場合は、参加論文数を評価の対象とし、参加論文数に3万円を乗じた額を評価額とする。

(3) 全日本証券研究学生連盟の春季・秋季セミナー参加による評価額

1チームにつき1万円とする。

(4) 団体加入学生数による評価額

10名以上 1万円

20名以上 2万円

30名以上 一律3万円

A1-b. サークルに対する個別基準

(1) 証券ゼミナール大会への参加論文数による評価額

1篇につき4万円とする。

(2) 全日本証券研究学生連盟の春季・秋季セミナー参加による評価額

1チームにつき2万円とする。

(3) 学生数による評価額

10名以上 2万円

20名以上 4万円

30名以上 6万円

40名以上 8万円

50名以上 一律10万円

(4) 証券ゼミナール大会への参加論文以外の論文の評価額

1篇につき2万円とする。

A2. 総合基準（ゼミナール・サークル共通の評価額の下限と上限）

初年度 一律10万円

2年目 下限5万円 上限13万円

3年目 下限5万円 上限16万円

4年目以降 下限5万円 上限35万円

B. 4名～9名のゼミナールの場合の評価基準

申請条件

4名から9名のゼミナールの場合は、

- ・前年の証券ゼミナール大会に参加済みであること。
- ・または過去に団体助成を受けたことが有ること。

が申請の条件となります。

なお4名から9名の場合、ゼミナールのみが助成の対象となります。

B1. 個別評価基準（各々の項目の評価額を合算する）

(1) 卒業論文等の提出数による評価額

下限1万円、上限7万円とする。

卒業論文等の論文の提出数に3万円を乗じた金額を下限に加算する。

- ・卒業論文以外のゼミ提出論文場合、指導教官が卒業論文に準ずると認めるもののみを提出論文として扱う。
- ・レポートは、指導教官が卒業論文相当の水準と認めるもののみを提出論文として取り扱う。
- ・生成AIなどをを利用して作成した論文（部分的な作成も含む）は提出論文として認めない。
- ・全日本証券研究学生連盟が主催する証券ゼミナール大会等への参加論文は除く。

(2) 証券ゼミナール大会への参加論文数による評価額

証券ゼミナール大会に参加した場合は、参加論文数を評価の対象とし、参加論文数に3万円を乗じた額を評価額とする。

(3) 全日本証券研究学生連盟の春季・秋季セミナー参加による評価額

1チームにつき1万円とする。

(4) 団体加入学生数による評価額

評価対象外

B2. 総合基準（評価額の下限と上限）

初年度	一律4万円	
2年目	下限2万円	上限5万円
3年目	下限2万円	上限7万円
4年目以降	下限2万円	上限14万円
		以上